



支援証明書の試行結果の報告等について



1. マッチングの状況報告



- 9/13（金）にマッチングページを公開して以来、多くの方に活用いただけている状況。
- また、別途開催したマッチングイベントにも多くの方にご参加いただき、マッチングに関する一定のニーズが確認できた。
- 実際の支援マッチング状況については、引き続きアンケート等を通じてフォローアップしていく。

8/2（金）
昨年度のマッチングに係る
アンケート実施

昨年度の
マッチング成立
25組

アンケート回答者
14組

支援実施済み：**6組**
引き続き検討中：**6組**
支援は実施しない：**2組**

9/13（金）
マッチングページ公開

アジェンダ

- ・ マッチングの事例紹介
- ・ 自然共生サイトの取組紹介
- ・ 個別相談会
- ・ フリーディスカッション

自然共生サイト等の参加者
29者

支援希望者としての参加者
16者

10/1（火）
マッチングイベントに係る
報道発表

11/5（火）
マッチングイベントの実施

1月末時点
マッチング参加状況

支援を募集している自然共生サイト等一覧



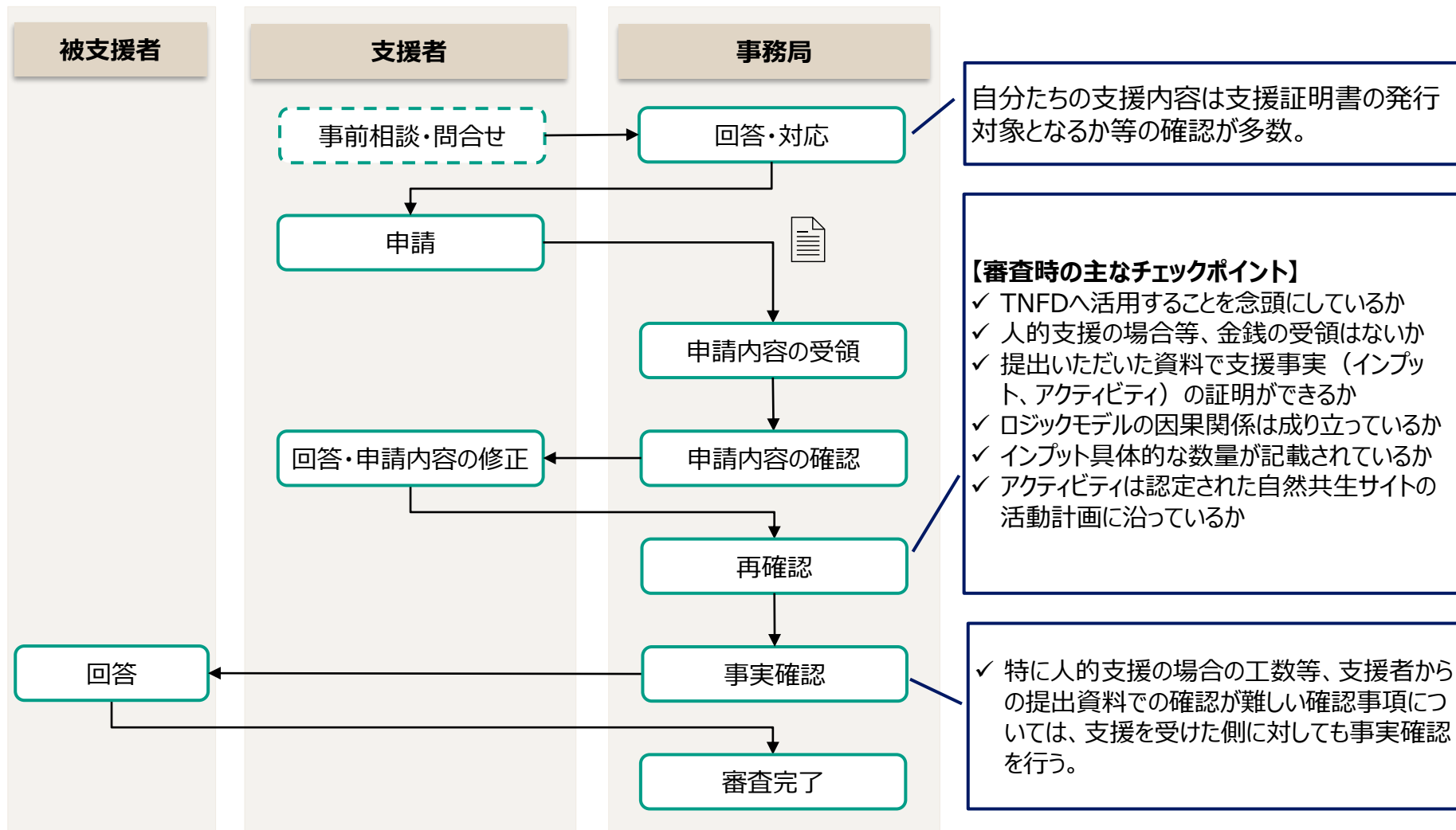
亀山里山公園
【場所】 京都府亀山市
【申請者】 亀山市
[詳細はこちら \[PDF:660KB\]](#)

支援を求める者（自然共生サ
イト等）の情報掲載
28件

支援を希望する者（企業
等）の情報掲載
7件

2. 支援証明書（試行版）の審査

- 今年度、支援証明書（試行版）の申請は **13件**の正式な申請および、合計**22社**から問合せを受けており、現在は審査中。
- 今回の支援証明書（試行版）の審査は、以下のフローに則って実施した。申請前の問い合わせのほか、申請内容受領後は申請者への事実確認、支援を受けた側への事実確認等を中心に対応した。



3. 試行における課題及び対応方針（1 / 3）



- 一連の試行（審査や申請者とのやり取り）を通じて得られた課題と対応方針を整理した。
- 次頁以降に掲載する審査事例も踏まえて、以下の事務局方針についてご意見をいただきたい。

ポイント①

支援内容に対して少額の金銭等の受取があった場合の支援証明書発行について

経緯

これまでのWGを踏まえ「販売（請負契約含む）行為に対しては支援証明書を発行しない」という整理をしていたが、環境コンサルタント系企業より、実施した技術的支援に対して、少額でも金銭を受けとっていた場合は支援証明書の発行対象とすることができないか問い合わせがあった。

方針

- ✓ 「被支援者にとって支援という認識が薄くなるケースがあること」「支援であるか否かの線引きが難しいこと」「支援内容に対して約束された対価として支援者が金銭を受領するため、他の支援と異なり、リスクをほぼ負わないこと」「本業の事業行為（商行為）に対して支援証明書を発行すべきではないのではという懸念」等の理由で支援証明書の対象外と整理していた。
- ✓ 金銭の受け取りがあった場合でも、実質的な対価の支払いではないと考えられる場合もあるものの、発行可否について改めてご意見を伺いたい。

ポイント②

インプットの事実が確認できない場合（これから支援を予定している場合）の支援証明書発行について

経緯

これまでのWGを踏まえ、支援内容の証明範囲は「①インプットの事実 ②アクティビティに活用された/される ことの事実」と整理していたが、人的・技術的支援の場合で、これから支援を予定している内容について活動計画や覚書で合意できているものの、実際の活動を着手・実施していない段階での申請が複数あった。

方針

- ✓ 覚書や契約書で、将来的な活動内容について二者間で合意できている場合であっても、申請時点でインプットの事実が確認できない場合は、その後活動が確実に履行されるかが課題。
- ✓ こうしたケースについて、「支援活用計画」及び「覚書」の提出を求め、「予備証明が含まれる」との表示つきで、発行対象とできないか、ご意見伺いたい。

3. 試行における課題及び対応方針（2 / 3）



ポイント③

「基金」などを経由した間接的な支援内容の確認について

経緯

第2回WGの議論において、「基金」などを経由した間接的な支援の場合は、「インプット～アクティビティの資金の流れを証明できること」等を発行の前提としていた。そのため、今回の試行においては、基金等の管理者に対しても、インプットの拠出先を自然共生サイトの活動に支出された／される確認を行った。基金の性質によっては、資金の使途を特定していない等により、自然共生サイトへのインプット～アクティビティの資金の流れが自然共生サイトに活用されたことを特定できないケースもあった。

方針

- ✓ インプットが自然共生サイトの価値の維持・向上に活用されていることを確認することができた場合は支援証明書の発行対象となるが、確認できない場合は対象外とする。

ポイント④

支援証明書の発行費用（9万9,000円）の妥当性について

経緯

申請件数が少なかった原因として、発行費用が高額であるというフィードバックを検討会委員及び申請者からいただいた。また、検討会委員より、「将来的には順当な金額となると想定されるが、現段階では各社の予算規模を鑑みると10万円の支出は難しいのではないか」というご意見をいただいた。

方針

- ✓ 試行において申請があった13件の審査に要した時間を積算した。審査には、案件によっては事前の相談やコミュニケーション等に工数を要したため、工数に対する費用は10万円を超過する場合もあり、制度の継続のためにも、10万円の申請費用は必要最小限であり、妥当と考えている。
- ✓ 申請費用については、本格運用後も必要に応じ実態を踏まえ柔軟に検討を行うこととしたい。

3. 試行における課題及び対応方針（3 / 3）



ポイント⑤

TNFDへの活用を目的とした申請に対して、事務局として助言すべき範囲について

経緯

ロジックモデルをTNFDに活用するためにどのように記載すべきかという相談を、事務局が可能な範囲で助言している。

しかし、限られた時間の中で、個々の企業の戦略や計画を踏まえて助言することは難しく、事務局として、そのような役割を担うのは困難。

方針

- ✓ 支援証明書のTNFD活用については、事業内容や企業戦略に関するものなので、具体的な内容は、自社の中で検討すべきであると考え。実際の内容は自社で検討いただきたい旨をお伝えしつつ、WG資料等を用いて、考え方等について可能な範囲で助言する。

4. 支援証明書の審査事例①少額の金銭の受取があった事例

ポイント①

- 申請企業Aでは、現地調査等の自然共生サイト申請に係る技術的支援を行った。本ケースでは、金銭の授受があったが、その金額が通常業務の場合に比した時の約1/10程度の金額だとしても申請できないかのご相談をいただいた。
- これまでの議論で、「被支援者にとって支援という認識が薄くなるケースがあること」「支援であるか否かの線引きが難しいこと」「支援内容に対して約束された対価として支援者が金銭を受領するため、他の支援と異なり、リスクをほぼ負わないこと」「本業の事業行為（商行為）に対して支援証明書を発行すべきではないのではという懸念」等の理由で支援証明書の対象外と整理していた。
- 金銭の受け取りがあった場合でも、実質的な対価の支払いではないと考えられる場合もあるものの、発行可否について改めてご意見を伺いたい。

通常業務の場合の見積もり金額（イメージ）

作業内容	職種	技師A	技師B	技師C	技術員
	単価	¥50,000	¥40,000	¥30,000	¥30,000
1. 情報収集の整理 1.1 現地調査・協議	1式	1(人日)		1(人日)	
1.2 既存資料の収集整理	1式		1(人日)	1(人日)	1(人日)
2. 認定基準の検討 2.1 認定基準の検討	1式	0.5(人日)	1(人日)		
2.2 維持管理計画の策定支援	1式	0.5(人日)	1(人日)	1(人日)	
2.3 モニタリング計画の策定支援	1式	0.5(人日)	1(人日)	1(人日)	
3. 申請様式の作成 3.1 関係機関協議	1式	0.5(人日)	0.5(人日)		
3.2 申請様式の作成	1式	0.5(人日)	1(人日)	2.00	
計		3.5(人日)	5.5(人日)	6(人日)	1(人日)
		175,000	220,000	180,000	¥30,000

直接人件費計 ¥605,000

実際の入金明細（イメージ）

銀行支店/口座

番号	勘定日	出金	入金	残高 (円)	取引 区分	金融機関 /支店名
1	2024/5/1		50,000		振込入金	〇〇
2	2024/5/1				振込入金	

4. 支援証明書の審査事例②

ポイント②

インプットの事実が確認できない（これから支援を予定している）事例 1 / 2

- これまで、支援内容の証明範囲は「① インプットの事実 ② アクティビティに活用された/される ことの事実」と整理していた。今年度の試行において申請された支援内容では、人的・技術的支援で、インプットが未了の支援内容に対する申請が複数あった。今後支援を実施することの証憑として、二者間の覚書や協定書等を提出いただいている。
- しかし、覚書や契約書等で、将来的な支援内容について二者間で合意できている場合であっても、申請時点でインプットの事実が確認できない場合は、その後活動が確実に履行されるかが課題。
- インプットが未了の場合の発行可否について、下記の方針を整理したので、ご意見伺いたい。

これまでの整理				
インプットの完了状況			発行可否	
支援A	100%	} 1申請	可能	
支援B	100%			

変更案

インプットが全部または一部が未了の場合				
インプットの完了状況			発行可否	
支援A	着手済み	} 1申請	「支援活用計画」及び「覚書」※の提出を求め、 「予備証明が含まれる」と表示つきで、発行可能。	
支援B	0%			

※申請者から、完了的に報告・確認を行ってもらうことで、「予備証明が含まれる」表示を解除することにより証明範囲の変更を行うことは可能とする。

※覚書及び支援活用計画…支援先がインプットを用いてアクティビティを実施していない場合（一部未了も含まれる）に提出を求める資料として第2回WGで報告したもの

4. 支援証明書の審査事例②

インプットの事実が確認できない（これから支援を予定している）事例 2 / 2

ポイント②

- 申請企業Bは、昨年度のマッチングをきっかけに、とある自然共生サイトへの支援について証明書の発行を申請。
- 当該支援については、2030年までの具体的な活動計画（実施するプロジェクト内容や毎年の予算）が策定されており、それに対する両社の合意を証明する協定書が存在する。
- 覚書や契約書で、将来的な活動内容について合意できている場合であっても、その時点でインプットの事実が確認できない場合は、その後活動が確実に履行されるかが課題。

活動計画に記載のスケジュール（一部抜粋）

活動		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
全体計画		←→						
活動①	調査	←→		←→		←→		
	計画		←→		←→		←→	
	施工		←→		←→		←→	
	モニタリング			←→	←→	←→	←→	←→
活動②	素材開発	←→	←→	←→				
	施工方法開発			←→	←→	←→		
	茅場の保全	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
活動③	その他				←→	←→	←→	←→
	支援証明書申請	←→	←→					
	クレジット化				←→	←→	←→	←→

赤枠の活動について支援申請

インプットが未了（未来の支援）が
一部含まれる

覚書に記載の内容

第1条：協定締結の内容

第2条：協力事項

（1）協力期間

（2）支援者の総負担金額の上限

（3）支援者の毎年の負担金額の上限

第3条：秘密保持

第4条：保障・不保障

第5条：知的財産の取扱い

第6条：反社会的勢力の排除

第7条：損害賠償

第8条：有効期間

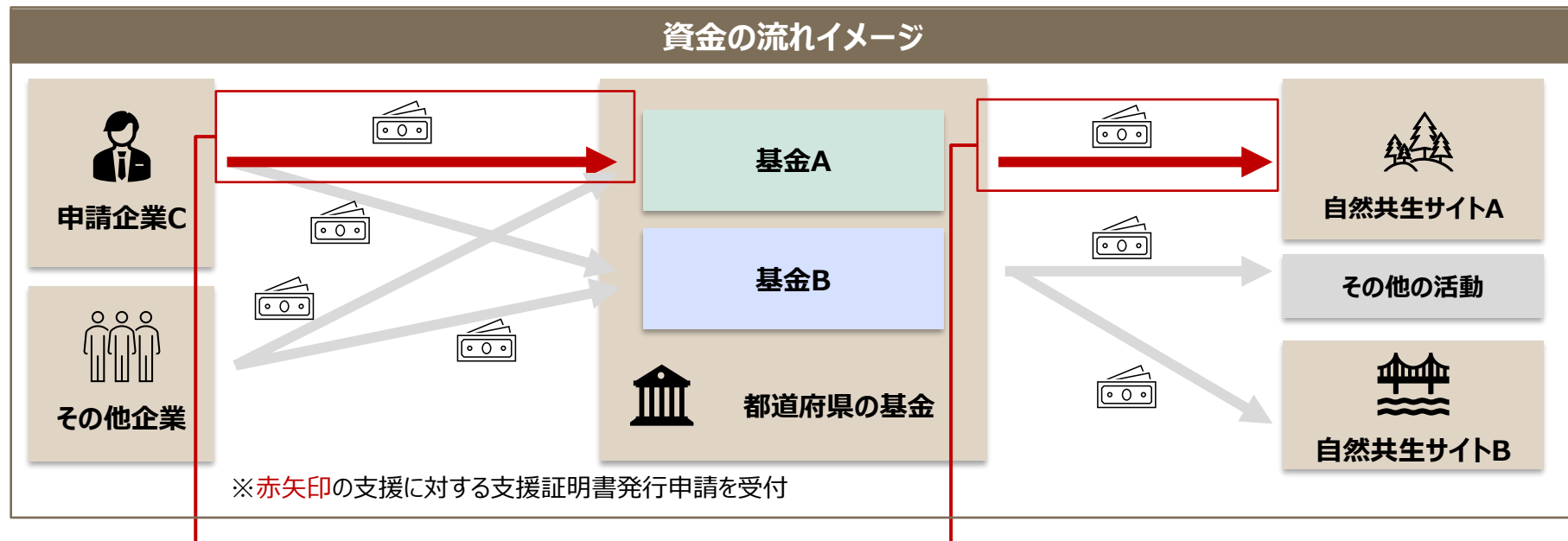
第9条：協議解決

署名・捺印

4. 支援証明書の審査事例 ③基金を通じた支援の事例

ポイント③

- 申請企業Cは、都道府県の基金を通じて継続的に金銭的支援を行っており、実施した支援に対する支援証明書の発行を申請いただけている状況。基金を通じた間接的な支援への証明書発行ニーズが確認できた。
- 審査にあたっては、インプット～アクティビティの資金の流れを証明できることを求めているため、基金側に対しても確認を行った。



寄付の実施証明として提出いただいた資料（イメージ）

寄付金受領証明書

記載情報

- ・ 発行者（都道府県知事）
- ・ 寄付者（申請企業A）
- ・ 合計寄付金額
- ・ 寄付金を受領した旨
- ・ 年ごとの寄付金額

寄付年月日	金額
200x/x/x	¥x,xxx,xxx
200x/x/x	¥x,xxx,xxx
200x/x/x	¥x,xxx,xxx

公表資料とメールでの事実確認

都道府県の公式HP

活動レポート（毎年公表）

- ・ 活動に使用した金額
- ・ 活動内容
- ・ 活動目的
- ・ 活動参加人数

都道府県担当者とのメール

確認事項

- ・ 左記活動レポートに記載の「活動に使用した金額」は全て基金Aから拠出されている旨